

産業廃棄物収集運搬業許可申請書

令和 年 月 日

新潟県知事 花角 英世 殿

申請者

〒950-3102

住 所 新潟県新潟市北区島見町 3399 番地 37

氏 名 株式会社 大橋商会

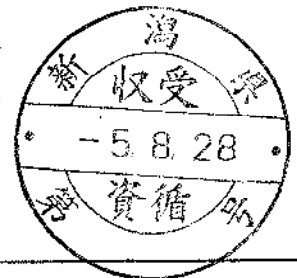
代表取締役 大橋 崇

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 025-257-4580

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の規定により、産業廃棄物収集運搬業の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

| | |
|--|--|
| <p>事業の範囲 (取り扱う産業廃棄物の種類 (当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。) 及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること。)</p> | <p>別紙のとおり</p> |
| <p>事務所及び事業場の所在地</p> | <p>事務所 〒950-3102 新潟市北区島見町 3399 番地 37 電話番号 025-257-4580 事業場 〒950-3101 新潟市北区太郎代御城山 787-1 電話番号 025-257-4588</p> |
| <p>事業の用に供する施設の種類及び数量</p> | <p>別紙のとおり</p> |
| <p>積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類 (当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ</p> | <p>該当なし</p> |
| <p>※ 事 務 処 理 欄</p> | <p></p> |



(日本工業規格 A列4番)

先行許可証 (有 ・ 無), (新規 ・ 更新)

産業廃棄物収集運搬業許可証

新潟県新潟市北区島見町3399番地37

株式会社 大橋商会

代表取締役 大橋 崇



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

新潟県知事 米 山 陸



許可の年月日 平成28年11月10日

許可の有効年月日 平成35年9月30日

1 事業の範囲

・収集・運搬（積替え・保管を除く。）

廃プラスチック類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類

（以上、石綿含有産業廃棄物を含む。）、

紙くず、木くず、繊維くず（以上、石綿含有産業廃棄物を除く。）、

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、

鉱さい、ばいじん（以上、水銀使用製品産業廃棄物を含み、水銀含有ばいじん等を除く。）

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

3 許可の条件

4 許可の更新又は変更の状況

- ・更新許可年月日 平成 6年10月 1日
- ・変更許可年月日 平成 8年 3月12日
(汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、ガラスくず及び陶磁器くず、鉱さいの追加)
- ・更新許可年月日 平成11年10月 1日
- ・変更許可年月日 平成12年 2月23日
(燃え殻、ゴムくずの追加)
- ・変更許可年月日 平成15年 9月13日
(動植物性残さ、ばいじんの追加)
- ・更新許可年月日 平成16年10月 1日
- ・平成19年 4月 1日 住所の表示の変更
(旧 新潟県新潟市河渡一丁目2番34号)
- ・更新許可年月日 平成21年11月25日
- ・変更届出年月日 平成25年 1月11日
(代表者の変更 旧 大橋 義弘)
(住所の変更 旧 新潟県新潟市東区河渡一丁目2番34号)
- ・優良基準適合確認 平成25年 6月28日
(許可の有効年月日が平成26年 9月30日から平成28年 9月30日に延長)
- ・更新許可年月日 平成28年11月10日
- ・優良基準適合認定 平成28年11月10日
(許可の有効年月日が平成33年 9月30日から平成35年 9月30日に延長)

5 積替え許可の有無

有 新潟市 第05910009193号

6 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無

有

(平成28年11月10日 更新許可)